

平成19年 No.40

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部を改正する規程

改正理由

連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）の組織改革等を行い、同委員会の円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 6 月13日 大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学） 審議承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部を
改正する規程を次のように制定する。

平成19年6月14日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第25号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程
の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程（平
成8年規程第12号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正
する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部改正について

改正理由：連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）の組織改革等を行い、同委員会の円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程で用いる「研究科」とは、連合学校教育学研究科をいう。 2 この規程で用いる「研究科長」、「研究科専任教員」、「研究科委員会」及び「拡大研究科委員会」の用語の定義については、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）及び研究科委員会規程の定めるところによる。 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長（教育等担当）</u> (2) <u>副学長（研究等担当）</u> (3) <u>研究科長</u> (4) <u>研究科専任教員</u> (5) <u>研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出された委員</u> (6) <u>各連合講座の東京学芸大学部会代表者</u> (7) <u>各連合講座の東京学芸大学副部会代表者</u> 2 <u>前項第5号の委員は、第6号又は第7号の委員を兼ねることができる。</u> （審議事項） 第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 研究科委員会から委任された事項 (2) 研究科委員会に報告又は提案する事項 (3) 研究科の運営に係わる事項のうち、東京学芸大学において処理すべき事項 2 前項第3号の事項には、次に掲げる事項が含まれる。 (1) 研究科所属教員の選考に関する事項 (2) 研究科長適格候補者の選考に関する事項 (3) 研究科専任教員適格候補者の選考に関する事項 (4) 研究科委員会委員の選出に関する事項 (5) 学生の教育計画の編成及び実施に関する事項	〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程で用いる「研究科」とは、連合学校教育学研究科をいう。 2 この規程で用いる「研究科長」、「研究科専任教員」、<u>「研究科所属教員」、</u><u>「指導教員」、</u>「研究科委員会」及び「拡大研究科委員会」の用語の定義については、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）及び研究科委員会規程の定めるところによる。 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長</u> (2) <u>研究科長</u> (3) <u>学系長</u> (4) <u>研究科専任教員</u> (5) <u>研究科委員会規程第3条第4号に規定する者</u> (6) <u>各連合講座から選出された研究科所属教員 各1名</u> (7) <u>指導教員となっている者</u> 2 <u>前項第7号の委員は、第5号又は第6号の委員を兼ねることができる。</u> 3 <u>第1項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> （審議事項） 第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 研究科委員会から委任された事項 (2) 研究科委員会に報告又は提案する事項 (3) 研究科の運営に係わる事項のうち、東京学芸大学において処理すべき事項 2 前項第3号の事項には、次に掲げる事項が含まれる。 (1) 研究科所属教員の選考に関する事項 (2) 研究科長適格候補者の選考に関する事項 (3) 研究科専任教員適格候補者の選考に関する事項 (4) <u>研究科委員会委員及び拡大研究科委員会委員の選出に関する事項</u> (5) 学生の教育計画の編成及び実施に関する事項

(6) 学生の厚生補導及び身分に関する事項 <u>(7) 学位の授与に関する事項（学位授与者の決定に関する事項を除く。）</u> <u>(8) その他委員長が必要と認めた事項</u> 3 前項に規定する学生は、東京学芸大学に配置された学生をいう。 (委員長等) <u>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長（研究担当等）を、副委員長は第3条第1項第5号の委員をもって充てる。</u> 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 <u>3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</u> (会議) 第6条 委員会は、公務による出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 <u>2 各連合講座の東京学芸大学部会は、第3条第1項第6号及び第7号の委員の両者とも委員会に出席が困難な場合は、そのいずれか一方又は両者について、代理の者をもって充てることとする。</u> <u>3 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> 〔省略〕 <u>(拡大運営委員会)</u> <u>第9条 委員会の円滑な運営を図るため、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会（東京学芸大学）（以下「拡大運営委員会」という。）を置く。</u> <u>2 委員会は、拡大運営委員会に審議事項の一部を委任することができる。</u> <u>3 拡大運営委員会については、別に定める。</u> (庶務) <u>第10条</u> 〔省略〕 (補則) <u>第11条</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年6月14日から施行する。</u>	(6) 学生の厚生補導及び身分に関する事項 <u>(7) 学生の懲戒の原案の作成に関する事項</u> <u>(8) 学位論文審査委員会の設置に関する事項</u> <u>(9) 学位の授与に関する事項</u> <u>(10) その他委員長が必要と認めた事項</u> 3 前項に規定する学生は、東京学芸大学に配置された学生をいう。 (委員長等) <u>第5条 委員会に委員長を置き、研究担当の副学長をもって充てる。</u> 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 (会議) 第6条 委員会は、公務による出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 <u>2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> 〔省略〕 (庶務) <u>第9条</u> 〔省略〕 (補則) <u>第10条</u> 〔省略〕
--	--